

## IV 施設・設備等

### 1 校地、校舎、講義室・演習室等の面積

(表5)

校 地 ・ 校 舎				講義室・演習室等	
校地面積 (m <sup>2</sup> )	設置基準上必要 校地面積 (m <sup>2</sup> )	校舎面積(m <sup>2</sup> )	設置基準上必要 校舎面積 (m <sup>2</sup> )	講義室・演習室・ 学生自習室 総数	講義室・演習室・ 学生自習室 総面積 (m <sup>2</sup> )
1 7 8 , 9 9 4 m <sup>2</sup>	3 3 , 8 0 0 m <sup>2</sup>	6 4 , 8 8 0 m <sup>2</sup>	3 7 , 8 8 2 m <sup>2</sup>	8 7 室	1 2 , 1 6 8 m <sup>2</sup>

- [注] 1 「設置基準上必要校地面積 (m<sup>2</sup>)」、「設置基準上必要校舎面積 (m<sup>2</sup>)」は、大学設置基準第37条、第37条の2（別表第3イ～ハ）を参考に算出し、ご記入ください。その際の収容定員数は、2014（平成26）年5月1日現在を基準日としてください。また、新たに学部・研究科を設置した場合などは、平成15年3月31日文部科学省告示第44号に基づき、段階的な整備を踏まえて算出してください。
- 2 校舎面積に算入できる施設としては、講義室、演習室、学生自習室、実験・実習室、研究室、図書館（書庫、閲覧室、事務室）、管理関係施設（学長室、応接室、事務室（含記録庫）、会議室、受付、守衛室、宿直室、倉庫）、学生集会所、食堂、廊下、トイレなどが挙げられます。
- 3 講堂を講義室に準じて使用している場合は「講義室・演習室・学生自習室総数」に含めても結構です。
- 4 複数のキャンパスを設置している場合は、キャンパスごとに作表してください。